

## 住民基本台帳ネットワークシステムの県における利用について

### 1 現 況

(1)	住民基本台帳ネットワークシステム稼働 (H14.8.5)  県のサーバにおいても、県民の本人確認情報を保有 (氏名、住所、性別、生年月日、住民票コード及びそれらの変更履歴)  住民基本台帳法において規定される事務については、県でもその情報の利用が可能
-----	---

### (2) 住基法において県で利用可能とされる事務

これまで 13 法律に係る 26 事務が規定

昨年 12 月の住基法一部改正により、21 法律に係る 42 事務が追加された

#### 【利用事務の例】

	事務の種類 (担当課)	年間件数 (概数)	備 考
規定 済 の 事 務	恩給受給者の現況確認 (職員課)	1,500 件	・受給権者が県へ提出する受給権申立書への市町村長の証明が不要になると同時に、県は死亡者への過払いが防止できる
	宅地建物取引主任資格者の登録 等の際の本人確認 (建築管理課)	200 件	・住民票の写しの添付が不要になる
	消防設備士等の免状の書換申請 の際の本人確認 (消防防災課)	70 件	・住民票の写しの添付が不要になる
	旅行業者の登録の際の本人確認 (観光課)	10 件	・個人登録の場合、住民票の写しの添付が不要になる
	建設業の許可等の際の経営者、技 術者の居住確認 (監理課)	3,000 件	・住民票の写しの提示等が不要になる (・建設事務所への専用端末、回線の整備が必要)
追 加 事 務	旅券の新規発給の際の本人確認 (国際課)	60,000 件	・住民票の写しの添付が不要になる (・地方事務所等への専用端末、回線の整備が必要)
	NPO 法人設立の認証の際の役員 の住所確認 (生活文化課)	150 ~ 200 件	・住民票の写しの添付が不要になる

(注) 追加事務については、平成 14 年 12 月の行政手続オンライン化法において住基法が一部改正されたものであり、実施に当たっては、関係省庁における政省令の見直し等が必要なものがある。

### (3) 利用事務の状況

長野県 現在まで前記事務についての利用は行っていない。  
(一部事務について、関係政省令等の整備がなされ、担当課から利用が可能であれば開始したい旨の意向が出始めている。)

#### ・旅券発給の際の住民票の写しの添付の省略

外務省は H15.4.1 以降、できるだけ早い時期に全都道府県で住基ネットを利用して住民票の写しの添付を省略する体制を整備することとしており、県民からこれを望む声が出されることが考えられる。

(参考 全国の状況：45 道府県は 15 年 4 月導入、東京都は 6 月 1 日導入予定予定)

## 2 長野県における住基ネットの情報利用についての考え方(案)

長野県はこれまで、住基ネットの運用開始に当たり、県民の個人情報保護するという観点から、「本人確認情報の保護に関する条例」を整備し、また、「本人確認情報保護審議会」により、システムにおける情報保護についての審議を行ってきていただいております。現在、審議会においては市町村における運用面まで踏み込んで、システム全般の安全で円滑な運用について議論をいただいているところである。

今後とも審議会においてシステムの安全性や市町村との連携のあり方についての議論が進められることが重要であるが、こうした議論と並行して、長野県における情報の利用についても、セキュリティ対策など情報の保護に最大限の配慮をしつつ、県民の利便の向上を図るという視点から十分な審議をいただき、その議論を踏まえて逐次実施を検討することとしたい。